

一時保育事業

1. 一時保育事業について

新宮町に住所を有する7ヵ月児～就学前の乳幼児で、保護者の育児疲れの解消や、怪我・病気、短時間勤務などで一時的に保育が必要な乳幼児を保育する事業。

※認可保育園に通っている乳幼児は利用できない

2. 一時保育事業の種類について

(1) **緊急保育サービス事業** : 利用日数は連続14日を限度

保護者の傷病、入院等により緊急かつ一時的に保育が必要となる乳幼児に対する保育

(2) **子育てリフレッシュ保育サービス事業** : 利用日数は週3日を限度

保護者の育児疲れ解消等の私的な理由その他の事由により、一時的に保育が必要となる乳幼児に対する保育

(3) **非定型的保育サービス事業** : 利用日数は週3日を限度

保護者の就労形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児に対する保育

3. 保育時間について

① 保育時間は、午前9時から午後5時（土曜日は午前9時から午後3時）まで

② 日曜日、祝日及び年末年始は休み（実施保育園が休園の際はお休み）

③ 定員：原則1日6名

※保育園内の行事（運動会、おゆうぎ会、遠足、参観、その他）の日は、一時保育はお受けできない。また、定員がいっぱいの際もお受けできない。

4. 保護者負担金（当該年度4月2日現在年齢）

① 利用料 3才未満児：1時間600円 3才以上児：1時間500円

給食費 : 日額300円 : 日額200円

※おやつのみの場合は、日額100円

②保護者負担金は、利用料、給食費とも利用当日に直接保育園に支払う

5. 利用までの手続き

① 暁華保育園で、面接をし、事前に登録をして頂く

※アレルギーや持病、その他に関して把握

② 利用希望日の日程（時間）を保育園に前日までに連絡してもらい、予約して頂く

③ 初回利用の際は詳しい説明をするので、事前に保育園に来てもらう